

平成 27 年度税制改正に伴う狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な提出書類について

鹿児島県

1 対象鳥獣捕獲員である場合

鹿児島県内の市町村による、対象鳥獣捕獲員であることを証する書類（１部）

※ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「特措法」という。）第 9 条第 2 項に規定する鳥獣被害防止実施隊のうち主として対象鳥獣（特措法第 4 条に規定する被害防止計画の対象とする鳥獣）の捕獲に従事することが見込まれる者として鹿児島県内の市町村長に指名され、または任命された者である。

2 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である場合

① 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し（１部）

捕獲等従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 19 条の 9 第 1 項に規定するもの）の写し。

② 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書（１部）

施行規則様式第 16 の 2 により認定鳥獣捕獲等事業者が自ら作成する。

③ 申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象種等の認定の内容に係る鳥獣捕獲等事業）が実施されたことを証する書類（１部）

当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は、申請前 1 年以内に、鹿児島県の区域内において実施されたものであって、かつ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者が行うものに限る。

④ 上記③の事業に従事した際の従事者証の写し（１部）

従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲等の目的・区域等）が、上記③の事業に対応したものに限る。なお、従事者証に係る目的は、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項に規定する鳥獣の管理に係るものに限る。

※ 「認定鳥獣捕獲等事業者」とは、鳥獣保護管理法第 18 条の 5 第 2 項第 1 号に規定される者であり、また、「捕獲従事者」とは、施行規則第 19 条の 2 第 2 項第 6 号に規定される者である。

3 許可捕獲者（許可の区域に鹿児島県内が含まれる者に限る）

（１）鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けてその捕獲等を行った場合

① 鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可証の写し（１部）

減税の対象となる許可捕獲者は、狩猟者登録の申請をする日前 1 年以内の期間に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）及び鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者である。なお、許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等の目的に限る。

② 捕獲等の結果を示す書面（１部）

上記①の許可証の報告欄に、当該許可証に基づく捕獲等の結果を記載したものの写しを提出するものとする。この場合、捕獲等の実績が申請前１年以内のものであることを明示するため、報告欄の「備考」等に実際に許可に係る捕獲等に従事した日を記載しなければならない。

なお、やむを得ない理由により許可証及び報告欄の写しを添付できない場合は、許可権者（市町村長等）が証明することも可能とする。この場合、様式は任意とするが、記載する内容は許可証及び報告欄に準じるものとする。

（２）鳥獣保護管理法第９条第１項の許可を受けた者の従事者としてその捕獲等を行った場合

① 鳥獣保護管理法第９条第１項の従事者証の写し（１部）

減税の対象となる許可捕獲従事者は、狩猟者登録の申請をする日前１年以内の期間に、鳥獣保護法及び鳥獣保護管理法第９条第１項の許可を受けた者の従事者として、鳥獣の捕獲等に従事した者である。なお、許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等の目的に限る。

② 捕獲等の結果を示す書面（１部）

上記①の従事者証の報告欄に、当該従事者証に基づく捕獲等の結果を記載したものの写しを提出するものとする。この場合、捕獲等の実績が申請前１年以内のものであることを明示するため、報告欄の「備考」等に実際に捕獲等に従事した日を記載しなければならない。

なお、やむを得ない理由により従事者証及び報告欄の写しを添付できない場合は、許可権者（市町村長等）が証明することも可能とする。この場合、様式は任意とするが、記載する内容は従事者証及び報告欄に準じるものとする。